

## 第5回 新型コロナウイルス感染症対策本部会議

日時：令和2年5月29日（金）9：30～

場所：庁舎2階 第1会議室

### 1 報告・協議内容

#### ① 発生状況 5月27日現在の状況

【県内】 検査実施人数 12,129 人 陽性者数 682 人（入院等 43 人、死亡者数 25 人、退院者数 614 人）

【田川市郡】 感染者数 0 人

※北九州市において、ここ6日間で43人の陽性者

#### ② 6月以降の対応方針について

##### ・町の対応方針（案）について

現時点で、福岡県の詳細な方針が示されていないが、別添「添田町における緊急事態宣言解除後の対応方針」に沿った対応を行い、県の方針との大きな乖離があった場合には再度協議する。【承認】

##### ・イベント等の開催判断基準（案）について

北九州市の感染拡大も視野に入れ、別添「新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえたイベント等の開催判断基準」に基づいた対応を6月まで実施する。また、「催物（イベント等）の開催における感染防止対策及び開催規模の基準」も参考に開催可否等を判断のこと【承認】

##### ・各課所管施設及び主な事業等の方針（案）について

上記2点を踏まえ、町等が管理、主催する施設及び事業については、別添「宣言解除後の各課所管施設及び主な事業等の方針」のとおり対応する。なお、本方針は、北九州市の感染拡大を受けた対応としている。

新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえた  
イベント等の開催判断基準について(案)

1、目的

福岡県が新型コロナウイルス感染症における緊急事態措置の解除区域に指定されたことに伴い、添田町において町が主催する(実質的に主催者であるものを含む)イベントや会議において、対象期間中の実施、停止等の判断を目的とする。

2、対象期間

令和2年6月1日から令和2年6月30日まで(状況に応じて変更の可能性あり)

3、停止、延長の対象となるイベント、行事、会議等

停止、延長の対象となるイベント等については以下のとおりとする。

- (1) この期間に実施する必要性(緊急度)の低いもの
- (2) 参加者が不特定かつ多数のもの
- (3) 会場が閉鎖的な空間で、参加者相互の距離が十分に取れないもの
- (4) 重症化リスクの高い人(高齢者、持病のある人など)が参加するもの

4、実施を検討するイベント、行事、会議等

- (1) 小規模のイベント、行事、会議等で出席者及び来場者が限定・特定できるもの

※上記の場合においても下記の感染症対策を実施する

- ・対象期間内に開催しないことが、業務に著しい影響を与えるものに限る
- ・書面審査など、代替え措置が取れないものに限る
- ・広い会場を確保し、出席者が密な状態とならないよう努める
- ・会議時間の短縮及び換気に努める
- ・参加者への手洗い推奨及び会場におけるアルコール消毒液の設置

5、その他

上記内容については、町が主催・開催するものの外、その他町内の各団体等が実施するイベント等についても、添田町と同様の協力をお願いする

なお、この協力をお願いについては、関係する各課から実施する

## 添田町における緊急事態宣言解除後の対応方針

※ 緊急事態宣言の解除に伴う福岡県の対応に基づき、本町においても下記のとおり実施する。

		5月15日～5月31日	6月1日～(案)
①	外出の自粛	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「人との接触を8割減らす」ことを意識し、不要不急の外出を控える。とりわけ、これまでクラスターが発生している施設、「三つの密」のある場所への外出を避ける。</li> <li>○緊急事態措置の対象都道府県をはじめ、県を越えての不要不急の帰省や旅行などの移動は避ける</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>→ 継続 不要不急の外出自粛要請は解除</li> <li>→ 6月18日までの間は、東京、神奈川、埼玉、千葉、千葉、北海道との間の不要不急の移動は慎重に対応</li> </ul>
②	新しい生活様式の実践	<p>感染防止の3つの基本である(1)「身体的距離の確保」、(2)「マスクの着用」、(3)「手洗い」など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の実践を図る。</p>	→ 継続
③	催物（イベント等）開催	<p>催物（イベント）の開催にあたっては、適切な感染防止対策を講ずること。全国的かつ大規模な催物等の開催において、リスク対応が整わない場合は、主催者は、中止又は延期などの慎重な対応を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>→ 継続（下記参考）</li> <li>→ 催物(イベント等)の開催制限の段階的基準判断基準</li> <li>→ 催物(イベント等)の開催における感染防止対策</li> </ul>
④	施設の休業等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国内においてクラスターが発生した施設については、5月15日～31日の間、休業について協力を要請</li> <li>○上記以外の飲食店をはじめとする施設については、開業する場合には、施設類型ごとに示す適切な感染防止対策を確実に講ずる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>→ 北九州市の感染拡大を受け、現在検討中。県の方針に沿った協力を実施</li> <li>→ これまでの休業要請は解除（県方針決定）</li> </ul>
⑤	職場への出勤等	<p>在宅勤務（テレワーク）、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤など、人との接触を低減する</p>	→ 継続
⑥	医療機関等への相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>○少なくとも以下のいずれかに該当する場合には、「帰国者・接触者相談センター」へ相談すること <ul style="list-style-type: none"> <li>・息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合</li> <li>・重症化しやすい方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合や妊婦の方</li> <li>・上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合（症状が4日以上続く場合は必ず相談のこと）</li> </ul> </li> <li>○発熱や咳など、風邪の症状があり、かかりつけ医を受診する際には、直接受診せず、必ず事前に電話で相談すること</li> </ul>	→ 継続